

## 特別充てん許可申請

根拠法令

法第48条第5項          容器則第23条

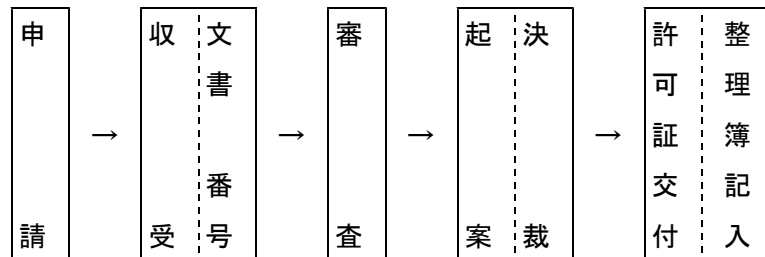
適用

危険のおそれがないと認め、条件を付けて許可した場合は法第48条第1項、第2項及び第4項の規定は適用しない。

(注意事項)

内容積500ℓ以下の容器（鉄道車輛に固定するものを除く）に限る。

### 手順



### 必要書類

- 1 特別充てん許可申請書
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 特別充てん事由書
- 4 特別充てんしても安全であることを確認できる資料
  - ① 容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書等
- 5 保稅許可書の写し

### <留意事項>

- 4 「容器保安規則の運用及び解釈について」の第23条関係参照
 

→特別充てん許可は、法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。
- 5 外国容器の場合
 

→平成10年4月1日付け平成10・03・20立局第1号「保稅扱い容器及び輸出専用容器等の特別充てんについて」参照

審 査

充てんの必要性と容器の安全性を特に審査する。

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

整理簿記入

許可証交付後、整理簿に記入する。